

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成18年 9		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
京都市東山区一橋野本町11-1		三洋化成工業株式会社 執行役員 RC推進本部長 吉野 隆 電話 075 - 541 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	有機化学工業製品製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	生産設備および製造工程でのエネルギー消費効率の改善、燃料転換、廃棄物排出量の削減、自然エネルギー導入、他工場への生産移管などにより、平成22年までに温暖化ガス排出量を平成17年度比13%以上削減を目指す。			
推進体制	RC推進本部 (生産技術本部長をヘッドとするレスポンスグループ活動推進のための全社組織) の中に温暖化対策ワーキンググループを設置。この中で他地区と情報交換しつつ、CO2排出量の月次管理とCO2削減テーマの立案、進捗管理を実施中。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18年-19年	京都地区全域 (京都工場、本社、研究所)	カーボンス、ウォーミングの実施。温暖化防止キャンペーンの実施 (チームメイト6%への参加、協力)。	
	18年-19年	京都工場	ボイラーおよび焼却炉のガス焚き化 (燃料を都市ガスに転換)。削減見込量40CO2トン。	
	18年-19年	京都工場	加熱配管、冷凍機などの効率的運転の推進による省エネ、製品製造プロセスの改善による省エネ及び廃棄物削減を推進。	
	18年-22年	京都工場	段階的に生産品を他工場に移管し、生産を縮小していく。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (平成17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (平成19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	12,694 t	11,601 t	-8.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	7 t	7 t	0.0 %
	排出合計	*1 12,701 t	*2 11,608 t	-8.6 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	*1 12,701 t	(*2)-(*3) 11,608 t	-8.6 %	
特記事項	①当社は日本レスポンスグループ協議会に参加しグループ全社でレスポンスグループ活動を推進しています。 ②「S-TEC21」と呼称する全社環境活動の中で省エネ、温暖化防止、ごみゼロ、PRTR対応などに取り組んでいます。 ③研究所では省エネ・省資源・汚染防止など環境保全に貢献する製品群を開発しています。 ④環境報告書を2000年度から発行、この中に京都地区の活動をまとめたサイトレポートを掲載しています。 ⑤「京都議定書に関する活動方針」を策定。生産・物流・研究開発での温暖化ガス削減活動の実施に加え、個人生活での省エネを支援することを謳っています。 ⑥国の実施する「チームメイト6%」に法人および個人で参加しています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比エネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。